

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局部長会に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次長」の右に「，理事」を加え，「，室長」を削る。

第4条第1項及び第2項中「，室長」を削り，同条第3項中「監察監」の右に「，理事」を加え，「，室長」を削る。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)